

コーポレート・ガバナンスの充実への取り組みに関する尊重事項

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条の2において、上場会社がコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むにあたって尊重すべき事項は、次のとおりです。

1. 株主の権利を保護すること
2. すべての株主をその持分に応じて平等に扱うこと
3. 株主以外のステークホルダー（利害関係者）との円滑な関係の構築に努め、健全な企業経営を維持するとともに、企業価値や雇用の創造を促すこと
4. 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含むすべての重要事項についての適時適切な情報開示（ディスクロージャー）を保証すること
5. 取締役会・監査役（会）等による経営の監督を充実させ、取締役会・監査役（会）等の株主に対するアカウンタビリティが確保されること

※ 別紙「取締役会・監査役（会）等の体制について」のとおり、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」（平成21年6月17日公表）において、①委員会設置会社化、②社外取締役を中心とした取締役会、③社外取締役の選任と監査役会等との連携といったモデルが、多くの上場会社にとって、株主・投資家等からの信認を確保していく上でふさわしいコーポレート・ガバナンス体制として提示されています。

なお、上場会社のコーポレート・ガバナンスは、近年における持株会社等を用いた企業のグループ化の進展に伴い、親会社単体だけではなく上場会社の企業集団全体において実現されることが重要となっており、上場会社においては、企業集団全体としてコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう取り組むことが求められています。

以 上

(別紙) 取締役会・監査役(会)等の体制について

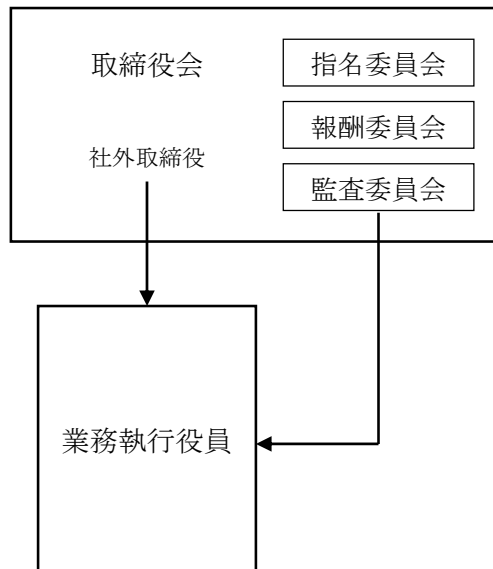
多くの上場会社にとって、株主・投資家等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるコーポレート・ガバナンス体制として、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」（平成21年6月17日公表）において、下記の3つのモデルが提示されています。

また、取締役の職務執行の監査を行う機関である監査役の機能強化の観点から、①監査役監査を支える人材・体制の確保（このための内部監査・内部統制部門との連携）、②独立性の高い社外監査役の選任、③財務・会計に関する知見を有する監査役の選任等の措置が講じられていくことが望ましいと考えられます。

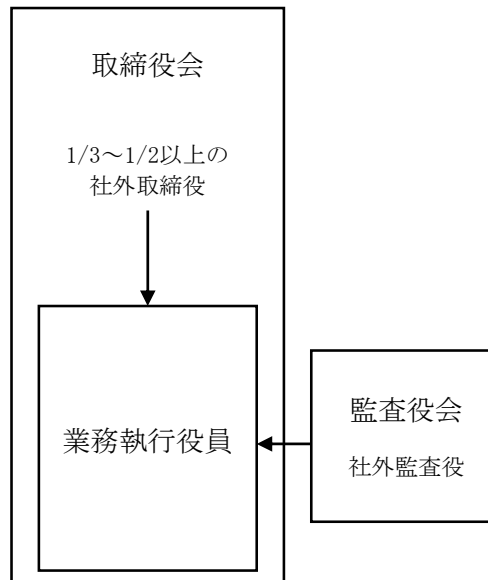
しかしながら、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であって、一律に論じることには困難な面があり、現実には、様々なガバナンス体制が存在しています。

したがって、上場会社各社は、下記モデルや他社事例等を踏まえつつ、自社にとって最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、それぞれのガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行うことが求められています。

①委員会設置会社化



②社外取締役を中心とした取締役



③社外取締役の選任と監査役会等との連携

